

伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金交付要綱

令和4年6月30日

伊予市告示第103号

(趣旨)

第1条 この要綱は、バス事業者及びタクシー事業者に対し、従業員の雇用の維持と新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を支援するために、市が予算の範囲内で伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則によって使用する用語の例による。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。ただし、福祉輸送限定の許可を受けている事業者は除く。
- (3) 正規雇用従業員 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 事業者と期間の定めのない雇用契約を締結している者

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、バス事業者又はタクシー事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人にあつては本市の住民基本台帳に登録されている者、法人にあつては市内に主たる事務所を有する者
- (2) 市税の滞納が無い者
- (3) 市に対して債務のない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当しない者

(5) 支援金の申請時において事業を営んでおり、将来も継続して事業を行う意思のある者

(補助事業)

第4条 補助事業は、次に掲げる取組とする。

(1) 雇用の維持 正規雇用従業員を令和4年7月1日から同年12月31日の間に会社都合での解雇をしない取組

(2) 新型コロナウイルス感染症対策 次に掲げる新型コロナウイルス感染症対策のうちから2つ以上を実施する取組

ア 乗務員のマスク等の着用

イ 乗務員の検温

ウ 乗客へのマスクの配布

エ 車両の消毒作業

オ 車両へのアルコール等消毒剤の設置等

カ 車両への飛沫感染防止シート（アクリル板等）の設置

キ 車両への感染症拡大防止に係る注意喚起の表示

ク キャッシュレス決済の導入

ケ 前各号に掲げるもののほか、バス事業者及びタクシー事業者の関係団体がガイドライン等で定める新型コロナウイルス感染症対策

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表に定める金額とする。

(支援金の交付申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

(支援金の交付決定)

第7条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項に規定する実績報告は、令和5年1月16日までに様式第3号により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条に規定する通知は、様式第4号により行うものとする。

(支援金の請求)

第10条 規則第15条第2項に規定する請求は、様式第4号により行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月30日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業	バス事業者	タクシー事業者
雇用の維持	900,000円	450,000円
新型コロナウイルス感染症対策	100,000円	50,000円

伊予市長 様

所在地
事業者名
代表者名

伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金交付申請書

伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金の交付を受けたいので、以下のとおり誓約・同意の上、下記のとおり支援金の交付を申請します。

申請に当たり、以下の内容について相違ないことを誓約します。（内容を確認しレ点を付けること。）

- 申請日の段階で市税の滞納はありません。
- 市に対しての返還金等の債務はありません。
- 申請時点で事業を営んでおり、支援金支給後も継続して事業を行う意思があります。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当しません。
- 従業員の賃金台帳及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業者通知用)は、申請に係る全ての従業員の同意を得て提出しています。
- 支援金の交付請求時に、市が市税の納付状況について照会することに同意します。
- 市長が必要と判断した場合、申請書類に記載された情報を他の官公署等に照会し又は提供することについて同意します。
- この申請書又は添付書類の内容は、事実と相違ありません。

記

- 1 支援金交付申請額 金 円
- 2 道路運送法上の区分
 - 一般貸切旅客自動車輸送事業
 - 一般乗用旅客自動車運送事業
- 3 実践する取組
 - 雇用の維持
 - 新型コロナウイルス感染症対策
- 4 添付書類
 - (1) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることが分かる書類の写し
 - (2) 市税完納証明書
 - (2) 正規雇用従業員一覧表（様式第1号の2）
 - (3) 賃金台帳
 - (4) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

様

伊予市長 印

伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 支援金の額 金 円

2 補助金交付条件

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して検査を行い、又は報告を求めることがあること。
- (2) 伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号）及び伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金交付要綱（令和4年伊予市告示第〇号）に従わなければならないこと。これらの規定に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求める場合があること。
- (3) 支援金の交付決定者は、支援金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。

年 月 日

伊予市長 様

所在地
事業者名
代表者名

伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金実績報告書

年 月 日付け伊予市指令第 号により支援金の交付決定を受けた事業について、
関係書類を添えて、下記のとおり実績を報告します。

記

1 実践した取組

<input type="checkbox"/> 雇用の維持	7月1日の正規雇用者数 _____人 12月31日の正規雇用者数 _____人 ※交付申請時から正規雇用者数が減少した場合は、理由を記入し、その理由を証する証拠書類を添付すること。
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症対策	<input type="checkbox"/> 乗務員のマスク等の着用 <input type="checkbox"/> 乗務員の検温 <input type="checkbox"/> 乗客へのマスクの配布 <input type="checkbox"/> 車両の消毒作業 <input type="checkbox"/> 車両へのアルコール等消毒剤の設置等 <input type="checkbox"/> 車両への飛沫感染防止シート（アクリル板等）の設置 <input type="checkbox"/> 車両への感染症拡大防止に係る注意喚起の表示 <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済の導入 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 実践している取組を全てチェックすること。

賃金台帳等の従業員の個人情報に関する書類を提出するに当たって、該当する全従業員から、関係書類の提出について、同意を得ている旨を誓約します。

2 添付書類

- (1) 賃金台帳
- (2) 実践している新型コロナウイルス感染症対策のうち2項目以上の写真等
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

伊予市長 印

伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

補助金の交付確定額 円

年 月 日

伊予市長 様

所在地

事業者名

代表者名

伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金交付請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定通知のあった伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名							
口座種別	当座 ・ 普通						
口座番号							
(フリガナ) 名 義 人	()						

3 添付書類

伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金実績報告書（様式第3号）